

## 平成25年度長崎県介護保険審査会（全体会）結果

1. 日 時 平成25年5月29日（水曜日） 13:30～14:40
2. 場 所 長崎県国保会館6階会議室
3. 出席者 別紙1「委員出欠表」のとおり
4. 議 題
  - (1) 議案審議  
介護保険審査会合議体の構成について（案）
  - (2) 事務局報告
    - ・ 介護保険審査会の概要について
    - ・ 介護保険審査会の実施状況について
    - ・ 長崎県における介護保険の現状について
  - (3) 質疑応答・意見交換
5. 会議結果 別紙2「平成25年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録  
のとおり

## 長崎県介護保険審査会委員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日迄)

区分	委員名	出欠	職名等
1.被保険者を代表する委員 (3人)	(うすい ひろし) ○臼井 寛	出	公募
	(ひさまつ むつこ) ○久松 睦子	出	公募
	(むた くみこ) ○牟田 久美子	出	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
2.市町村を代表する委員 (3人)	(たなか かずひろ) ○田中 和博	欠	長崎市福祉部長
	(かわぐち ひでたか) ○川口 秀隆	欠	諫早市健康福祉部長
	(だじま ひろあき) ○田島 弘明	出	長与町生活福祉部長
3.公益を代表する委員 (18人) 6合議体	法曹関係者等(6人)		
	(たなか りょう) ○田中 亮	欠	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(ゆかわ ゆうこ) ○湯川 優子	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(こばやし ひろし) ○小林 寛	欠	長崎大学大学院准教授(法律)
	(じつはら たかし) ○實原 隆志	欠	長崎県立大学准教授(法律)
	(おかだ ゆういちろう) ○岡田 雄一郎	欠	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(きたづめ ひろあき) ○北爪 宏明	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	保健・医療関係者(6人)		
	(あかし むみひろ) ○赤司 文廣	出	長崎県医師会副会長
	(かみと ほたか) ○上戸 穂高	出	長崎県医師会常任理事
	(なかたに あきら) ○中谷 晃	出	医師(長崎市医師会理事)
	(かわぐち ゆきよし) ○川口 幸義	出	医師(障害者支援施設 つくも苑 診療所所長)
	(こばやし としこ) ○小林 敏子	出	長崎県看護協会在宅支援事業部
	(かわぐち あさこ) ○河口 朝子	出	長崎県立大学准教授
	福祉関係者(6人)		
	(むらた かの) ○村田 加能	出	長崎県民生委員・児童委員協議会委員
	(しみず てつお) ○清水 哲男	欠	長崎県社会福祉協議会専務理事
	(やまもと ちから) ○山本 主税	欠	長崎国際大学教授(福祉)
(やまだ さちこ) ○山田 幸子	欠	長崎純心大学教授(福祉)	
(いのうえ みよこ) ○井上 美代子	出	長崎短期大学准教授(福祉)	
(うらべ たかし) ○占部 尊士	出	長崎ウエスレヤン大学准教授(福祉)	

## 平成25年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録

日 時：平成25年5月29日（水）

13：30～14：40

場 所：長崎県国保会館6階会議室

### 1. 開 会

- ① 委嘱状交付式
- ② 福祉保健部政策監挨拶
- ③ 会議成立報告（事務局）

出席委員 15名で委員総数 24名の過半数に達しており、長崎県介護保険審査会運営規程（以下「運営規程」という。）第4条第2項により会議が成立することを報告。

なお、田中和博委員、川口委員、田中亮委員、小林委員、實原委員、岡田委員、清水委員、山本委員、山田委員の9名が欠席。

- ④ 職員紹介（事務局）
- ⑤ 会長の選任
- ⑥ 会長代行の選任

### 2. 議 事

- ① 議事録署名委員の指名  
運営規程第21条により、議長が久松委員、北爪委員の2名を指名。
- ② 事務局より  
日程・議事の説明
- ③ 議案審議  
第1号議案「介護保険審査会合議体の構成について」（資料1）  
（事務局より議案説明）

（議長）

ただいまの説明に関しまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか？

それではご意見無いようでしたらお諮りします。

第1号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは第1号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は承認いただいたも

のといたします。以上で議案の審議を終了します。

#### ④ 事務局報告

次に、事務局から報告を受けたいと思います。

まず、「介護保険審査会の概要について」「介護保険審査会の実施状況について」「長崎県における介護保険の現状について」の3項目について、一括して報告をお願いします。

(事務局より報告)

- 介護保険審査会の概要について (資料2)
- 介護保険審査会の実施状況 (資料2)
- 長崎県における介護保険の現状について (別紙)

(事務局より追加報告)

- 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画の概要 (別紙)
- 審査請求の流れ (別紙)

### 3. 意見交換

委員：「長崎県における介護保険の現状について」の資料の12ページ、介護保険費用の推移がありますが、※H18年の県負担額の急増の理由が18年度から施設給付分の県負担率が上がったとありますが、これは施設給付だけがあったのですか。

施設給付以外のサービスはどうですか。

事務局：今ご指摘のところはH18年国の制度改革があり、それまで県の負担率が施設サービスも居宅サービスも12.5%だった。それを施設給付は県の負担率を12.5%から17.5%にあげた。これは全国一律、施設サービスに限って5%あげた。

国の負担率をその分、5%下げた。そのため、県の負担率が急激に上がっているということです。

委員：居宅は据え置きになっているんですね。だいたいいいので教えてほしいのですが、介護保険の総費用は国の負担率と県の負担率と個人が払う負担は、どういう割合になるのですか。

事務局：介護保険サービスを利用すると1割が利用者負担ということになる。残り9割を100%とすると、約50%が介護保険料でまかなわれる。残りの50%が公費負担。

その内訳は国の負担率が居宅サービスが25%、施設サービスが20%、都道府県の負担率が居宅サービスが12.5%、施設サービスが17.5%、市町村の

負担率は居宅サービスが12.5%、施設サービス12.5%になっています。国は別途財政調整交付金を5%程度公費負担があります。財政力の弱いところとか、高齢者が多いところに平均5%、公費50%の中の5%を調整交付金というかたちでだしています。

委員：国と地方で公費の部分で居宅に何%って言われましたか。

事務局：わかりやすく言いますと、先ほど事務局が説明したのは、1割を個人負担します。残り9割ですが、9割を100とした場合、保険料で半分みえます。残り半分を国と地方で半々にしますという原則があります。

国が半分、あと半分を県と市町村で半々にしましょうとなり、それをパーセントですると25、12.5、12.5となります。

先ほど言った施設の部分については国が5%都道府県に被せますので、都道府県が17.5、市町村が12.5になるということです。

委員：長崎県の保険料が高いのはなぜかということと、順位の推移がどうなっているのかということの説明を頂けますか。

事務局：要介護の認定者が長崎県の場合は、22%ぐらいという話がでましたが、これは全国でも1番高い。要は65歳以上に占める要介護、要支援の認定者が84,000人。377,000人くらいの高齢者人口で、実際にサービスを受けている方はこれより少ないですが、この認定率が全国でも1番高いということで、要介護でサービスを受けられる方が多いのが1つあります。

それと、施設のサービス、先ほど参酌基準で44%くらいの施設の整備率、地域における要介護の方たちが収容されている施設がどれくらいあるかという割合、平成23年度の数字で43%くらいと話したのですが、この割合というのが長崎県非常に高い。

要介護の施設が多いのでかなり負担が大きくなるということで、居宅サービス、施設サービスも含めて介護費用が高くなるので、結果的にサービス提供の額が増えるものですから、保険料も上がっていかざるを得ないということです。

第4期の4,700円は全国で高いほうから第4位でした。

第5期の5,421円というのは、第7位ということで介護保険料については全国的にも高い数字にありますという状況です。

委員：認定率が全国で1番高いということですから、単に高齢者の割合が多いというのとは違ってくるのではないのでしょうか。  
ある程度間口を広げているということですか。

事務局：今のご質問非常に難しい質問ですが、確かに要支援1、2の割合が全国でも

1番高いと言いましたけれども、要支援の1, 2の割合が他の県に比べまして、高いというのがあります。

その原因というのもいろいろ我々も調べてみてはいますが、1つは長崎市で言いますとやはり坂や階段が多くて買い物にも行けないとか、外出が非常に困難な方が多い。そういう方が要支援の認定を受けている。

あと1つは原爆、被爆県だということもあって、一定の割合というのが他の県と比べて多いと、地形的な問題と被爆者の方がいるというのが特徴的なところかと思います。

委員：原爆が関係してますかね。別問題じゃないのですか。

事務局：被爆をされている方が要介護というようなかたちで認定もされている、それは他の県にはなかなかないことだと思っています。

議長：要支援1, 2の割合が高いことの検討は致しませんが、事実としてはそういうことですね。

他にないようですので、審査会はここで終了としたいと思います。

事務局：赤司会長ありがとうございました。

以上をもちまして、長崎県介護保険審査会全体会を終了したいと思います。

#### 4. 閉会（14：40）